

○群馬県警察早出遅出勤務等実施要綱の制定について（例規通達）

令和8年2月5日群本例規第2号（務）

群馬県警察早出遅出勤務等実施要綱の制定について（例規通達）

この度、別添のとおり群馬県警察早出遅出勤務等実施要綱を制定し、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行することとしたので、各位にあっては、制度の趣旨を理解し、誤りのないように運用されたい。

なお、早出遅出勤務等の実施について（令和5年7月19日付け群務第381号通達）は、施行日をもって廃止する。

別添

群馬県警察早出遅出勤務等実施要綱

1 趣旨

この要綱は、多様で柔軟な働き方の実現を目的として、群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令第6号。以下「服務訓令」という。）第21条の2の規定に基づき、職員の希望による早出勤務若しくは遅出勤務又は休憩時間の変更（以下「早出遅出勤務等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象職員及び対象日

早出遅出勤務等の対象職員は全ての職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。）とし、対象日は標準勤務時間（勤務時間が7時間45分の日勤日において、午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は、午後0時から午後1時まで）の間に割り振られた勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日勤日とする。

3 実施要領

（1）申請手続

- ア 早出遅出勤務等を実施する職員は、早出遅出勤務等承認申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、あらかじめ、所属長（服務訓令第3条に規定する所属長をいう。以下同じ。）に申請し、承認を受けるものとする。
- イ 警察署長が早出遅出勤務等を実施する場合は、警務部警務課長（警務課庶務係）を経て警察本部長に申請するものとする。
- ウ 通常勤務の職員については、毎日勤務に変更した上、申請するものとする。この場合において、勤務制の変更期間が2週間を超えるとときであっても、警務部長の承認は不要とする。

（2）承認手続

- ア 所属長は、前記（1）のアの申請があった場合において、業務運営への支障の有無等を判断し、承認、不承認又は一部承認をするものとする。この場合において、不承認又は一部承認をしたときは、提出された申請書に不承認又は一部承認の理由を記載して、申請した職員へ返送するものとする。
- イ 勤務時間の割振り変更等については、申請書の承認又は一部承認をもって代えるものとする。
- ウ 申請書は、勤務制・勤務時間等割振り変更簿に編綴（てつ）し、5年間保存するものとする。

（3）承認後の変更等

- ア 所属長は、早出遅出勤務等の承認後、業務運営上必要があると認める場合は、承認した早出遅出勤務等を変更し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、所属長は、職員に対し、速やかにその旨を伝えるものとする。
- イ 職員は、承認を得た早出遅出勤務等を変更し、中止し、又は取り消す場合は、所属長の承認を得なければならない。
- ウ 前記ア又はイの場合において、所属長は、提出された申請書の備考欄に変更した時間、実施できなかった日等を記載するものとする。

4 早出遅出勤務等の実施区分

職員は、早出遅出勤務等を実施する場合は、次に掲げる勤務時間又は休憩時間の区分から選択するものとする。この場合において、職員は、早出勤務又は遅出勤務を行う日と同日に休憩時間の変更を行うことができる。

（1）早出勤務

- ア 午前7時から午後3時45分まで

イ 午前7時30分から午後4時15分まで

ウ 午前8時から午後4時45分まで

(2) 遅出勤務

ア 午前9時から午後5時45分まで

イ 午前9時30分から午後6時15分まで

ウ 午前10時から午後6時45分まで

エ 午前10時30分から午後7時15分まで

(3) 休憩時間の変更

ア 午前11時から午後0時まで

イ 午前11時30分から午後0時30分まで

ウ 午後0時30分から午後1時30分まで

エ 午後1時から午後2時まで

5 留意事項

(1) 職員は、早出遅出勤務等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 行政サービス又は業務効率の低下を招かないこと。

イ 他の職員への問合せ等は、標準勤務時間内に行うこと。

(2) 所属長は、早出遅出勤務等の承認に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 承認した日は、当該職員に対し、突発事案の発生等やむを得ない場合を除き、制度の趣旨を損なうような時間外勤務命令を行わないこと。

イ 業務運営上職員の勤務時間を変更する必要がある場合は、早出遅出勤務等の申請をさせることなく、服務訓令第21条の規定による勤務時間等の割振りの変更を行うこと。

別記様式省略